五のイの一、四七六五のイの二、四七六五のロ、四七六九のイ、四七六九のロ、四七七〇、四七七一、四七七二の一、字上須ヶ平五六二八の三、五六二九、字三ツ欠下五六三二から五六三六まで、五六三七のイ、五六三七のロ、五六三八から五六四一まで、五六四二の一から五六四二の三まで、五六四三、五六四四のイ、五六四四のロ、五六四五から五六四八まで、五六五〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字麻那古字一本松九〇（次の図に示す部分に限る。）、九五の一、九五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一本松九〇・九五の一・九五の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市板荷字鹿野原五四二、字柿木沢六九九七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鹿野原五四二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山池原字大屋敷甲八四〇の一九（次の図に示す部分に限る。）、甲八四〇の一一、甲八四〇の一三、甲八四〇の一五、甲八四〇の四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大屋敷甲八四〇の一三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町小砂字鷹居欠三一二五の一、三一二五の二、字鬼満国三一二六の一、三一二六の四、字英比子内三五三八、字三沢三五三九、三五六〇、字高野沢三五九二の一、三六三一の一、字桃坂三六五三の二、三六五三の三、三六五七の二、字虫ノ音三六六五の一（次の図に示す部分に限る。）、三六六三、三六六六、三六六七の一、三六六七の二、三六七〇の一、三六七一の一、三六七二の一、三六七三の一、三六七三の二、三六七四の一、三六七四の二、三六七六の一、三六七六の二、三六七七の一、三六七八の一、三六七九の二、三六七九の五、三六八〇の二、三六八三の一、三六八四、三六八五の一、字渡戸三六八六の一・三六九一・三六九二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三六八七、三六八八の一、三六八九、三六九〇、三六九三、字向沢三七一四（次の図に示す部分に限る。）、三六五五、三六九四、三六九六から三六九八まで、三七〇二の一、三七〇三の一、三七〇五の一、三七〇六、三七〇七の一、三七〇九の二、三七〇九の三、三七一一の一、三七一二、三七一三の一、三七一九、三七二一の一、三七二二、三七二三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町雨畑字立石三三〇の九、三三四の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字漆沢高畑一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県栗東市小野字北尾三一の一・字丈ヶ方九七・九七の一・九八の一・九九・字竹ヶ下一〇〇の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　火葬場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）